

鎌倉市指定文化財の指定及び解除

鎌倉市文化財保護条例（平成 17 年 3 月条例第 13 号）第 11 条の規定により、次の物件を鎌倉市指定文化財に指定し、また同 12 条の規定により解除します。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日

鎌倉市教育委員会



指定物件

有形文化財

区分	名称	員数	所有者	所在地
絵画	絹本著色 授戒三聖図（伝盧舎那仏像）	一幅	宝戒寺	雪ノ下二丁目 1 番 1 号 （鎌倉国宝館）
歴史資料	鎌府勝景	一卷	鎌倉市	御成町 20 番 35 号 （鎌倉市中央図書館）

解除物件

有形文化財

区分	名称	員数	所有者	指定年月日
書跡	紙本墨書 中巖圓月墨跡	一幅	公益財団法人 常盤山文庫	平成 8 年 10 月 18 日